

魚津市公告第 43 号

「2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年7月9日

魚津市長 村椿 晃

「2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施する。

公募の実施要領及び仕様書は別添のとおりとする。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市企画総務部企画政策課
TEL0765-23-1067 FAX0765-23-1051
Mail : planners@city.uzu.lg.jp

「2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託」に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

魚津市は、総務省から「令和2年度新たな広域連携促進事業」の委託を受け、「公共施設の再編」及び「専門人材の広域的確保・共同活用」に着目し、2市2町の2040年頃までの長期的見通し、新たな行政需要及び課題解決に向けた連携方策を検討するため、これらの裏付けとなる2市2町の現状や将来見通し等について、客観的データの収集・分析を行います。また、その内容を踏まえ、2市2町による会議を開催することにより、短期的な課題解決、中長期的な協力関係について検討・協議し、関係自治体間における課題共有と将来的な広域連携に向けた機運の醸成を図ることとします。

本事業の実施にあたって、効率的に調査業務を進め、より実効性の高い調査研究結果を得るため、データ収集・分析をはじめとする業務に関して、豊富な実績とノウハウを持つ民間事業者の本事業の一部を再委託するものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託
- (2) 業務内容 別添「2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から令和3年2月26日（金）まで
- (4) 委託限度額 7,000千円（消費税及び地方消費税含む）
※委託料には交通費等本件委託を実施するために必要なすべての費用を含む。
- (5) 支払条件 完了後一括払い

3 公募スケジュール

- ・実施要領等の公表 令和2年7月9日（木）
- ・質問書受付期間 令和2年7月9日（木）から7月16日（木）午後3時（必着）
- ・参加表明書提出期限 令和2年7月21日（火）午後5時（必着）
- ・企画提案書提出期限 令和2年7月31日（金）午後5時（必着）
- ・審査会 令和2年8月上旬
※審査会は、提出書類（企画提案書、提案説明の映像DVD等）を使用して行います。（本市への参集は不要です。）
- ・審査結果通知予定日 令和2年8月上旬

4 参加表明書の提出等

参加を希望する場合は下記のとおり、書類等を10の業務担当課あてに電子メールで提出してください。

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式1）

支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出してください。

② 類似業務受託実績調書（様式4）

本業務と類似業務の受託実績が分かる書類（契約書の写し等）を併せて提出すること。

電子メールの表題は「プロポーザルに関する参加申し込み（事業者名）」としてください。着信確認

のため、メール送信後に10の業務担当課へ電話をしてください。

(2) 提出期限

令和2年7月21日(火)午後5時(必着)

(3) 「魚津市物品購入等入札参加資格者名簿」登録について

「9 参加資格要件(1)」に記載のとおり、参加希望者は参加表明書の提出期限において、「令和元年度・2年度における魚津市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている必要があります。必要な場合は、魚津市ホームページを参照のうえ、速やかに所定の手続きを終えてください。

<入札参加資格に関する担当課>

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所財政課 担当：清水
電話番号：0765-23-1088

5 質問受付

(1) 受付方法

本業務に関する質問がある場合は質問書(様式2)に記載の上、10の業務担当課あてに電子メールで送信してください。着信確認のため、メール送信後に10の業務担当課へ電話をしてください。

(2) 受付期間

令和2年7月9日(木)から7月16日(木)午後3時(必着)

(3) 質問に対する回答

受け付けた質問は、質問者名を伏せたい魚津市ホームページで順次回答します。回答の内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

6 企画提案書の提出について

(1) 提出書類

①会社概要書(任意様式) 8部

事業者の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等(既製の資料を用いても構いません。)

②企画提案書(任意様式) 8部 原則A4サイズで作成してください。

③業務工程表(任意様式) 8部

※②の企画提案書に包含することも可とします。

④業務実施体制(様式3) 8部

⑤提案説明の映像(DVD) 2枚(正1枚 予備1枚)

※動画データをWindows10での再生に適したデータ形式で記録すること。(最長15分)

※映像内容・構成に縛りは設けませんが、通常対面で行う提案説明の様子を記録するイメージで捉えてください。ただし、映像途中にスライドを差し込むなどの工夫は可とします。(本市が重視するポイントはあくまでも企画提案内容であり、映像クオリティではありません。)

⑥見積書(押印のあるもの)(任意様式) 1部

なお、支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出してください。

(2) 提出先・提出方法

10の担当事務局へ郵送または持参

(3) 提出期限

令和2年7月31日（金）午後5時（必着）

(4) その他

- ①提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とします。
- ②提案書の提出後における提案書の追加及び変更はできません。
- ③提出された提案書等は返還しません。
- ④提案書等に虚偽の記載をした場合は失格とします。

7 審査

令和2年8月上旬に提出書類（企画提案書、DVD等）を用いた審査会を開催します。審査の結果、最も評価の高い提案者を委託契約候補者とします。

評価基準

評価項目	評価の着眼点
業務実績 (10点)	複数の自治体間の連携促進に係る調査研究の業務実績があるか。 または、経験が生かされると考えられる有効な実績があるか。
業務実施体制 (10点)	組織・人員の連携体制が整っているか。 予定技術者の従事経験は十分か。 再委託する場合において、委託相手との連携体制は十分確立されているか。
企画提案内容 (65点)	業務の趣旨を的確に把握し、仕様書で定めた業務内容を踏まえた提案内容となっているか。
	2市2町の現状分析・課題調査を行うにあたり、有効な手法（方法・手段）が提案されているか。
	2040年頃を見据えた行政サービスの維持・向上に影響を及ぼすと考えられる外部環境変化が具体的に明示されているか。
	仕様書以外の魅力的な提案はあるか。
	提案内容は理路整然とまとめられており、視覚的に分かりやすく表現されているか。
業務工程 (10点)	委託期間内で遂行可能な業務工程となっているか。 業務上配慮すべきポイントを示すなど工夫がみられるか。
見積金額 (5点)	項目ごとの内訳が適正に示されているか。 提案内容と比較して、妥当な見積額であるか。

8 契約

審査結果通知後、市と委託契約候補者は契約締結に向けた協議を開始するものとします。

原則として企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとしますが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更または削除を行う場合があります。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとします。

ただし、委託契約候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行います。

9 参加資格要件

参加希望者は、参加表明書の提出期限において次の資格要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 令和元年度・2年度における魚津市物品購入等入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第5条第1項に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 複数自治体間の連携促進に係る調査研究の受託実績、または経験が生かせると考えられる有効な実績を有すること。

10 業務担当課

魚津市役所企画政策課 戸田、長谷川

所在地 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

電話番号 0765-23-1067

電子メール planners@city.uozu.lg.jp

2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託仕様書

1 業務名

2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託

2 業務の背景及び目的

魚津市、黒部市、入善町及び朝日町の2市2町は、ごみ処理・衛生施設、斎場、休日夜間救急医療センター等を共同運営するため、昭和46年4月に一部事務組合である新川広域圏事務組合を設置し、広域行政を進めてきた経緯がある。また、平成20年からは2市2町で構成する「にわか観光圏協議会」を設立し、観光分野での広域連携も進めているところである。

2市2町はいずれも人口規模が小さいうえ、人口減少・少子高齢化の進展、公共施設の老朽化や更新等経費の増大など共通の課題を有している。

こうした状況を踏まえ、将来の人口減少・少子高齢化社会においても、地方公共団体が人々の暮らしを支える行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各自治体の経営資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、より柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。

魚津市は、総務省から「令和2年度新たな広域連携促進事業」の委託を受け、「公共施設の再編」及び「専門人材の広域的確保・共同活用」に着目し、2市2町の2040年頃までの長期的見通し、新たな行政需要及び課題解決に向けた連携方策を検討するため、これらの裏付けとなる2市2町の現状や将来見通し等について、客観的データの収集・分析を行う。また、その内容を踏まえ、2市2町による会議を開催することにより、短期的な課題解決、中長期的な協力関係について検討・協議し、関係自治体間における課題共有と将来的な広域連携に向けた機運の醸成を図ることとする。

本事業の実施にあたって、効率的に調査業務を進め、より実効性の高い調査研究結果を得るため、データ収集・分析をはじめとする業務に関して、豊富な実績とノウハウを持つ民間事業者の本事業の一部を再委託するものである。

3 適用範囲

本仕様書は、魚津市（以下「発注者」という。）が発注する「2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託」を受託したもの（以下「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

4 調査概念

本業務を実施するにあたって、受注者は発注者の意図及び業務の目的を十分理解したうえで、経験のある最も適した技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、正確丁寧に行うものとする。

5 業務の指示及び監督

受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。また、受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項又は仕様書に明記していない事項については、前もって発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

6 委託期間

契約の日から令和3年2月26日（金）まで

7 履行場所

魚津市、黒部市、入善町、朝日町、その他発注者の指定する場所

8 業務の内容

受注者は、概ね次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 基礎調査の実施

① 公共施設（体育施設、文化施設、CATV施設、学校給食センター）の広域連携に向けた基礎調査

(ア) 2040年頃までの人口推計や財政の将来見通しを見据え、施設の最適配置と、再編による財政効果について調査する。その際、下記項目を活用した分析を行うこと。

- ・公共施設の設置及び利用の状況、利用者数の将来見通し
- ・公共施設の維持管理経費の状況
- ・公共施設の更新等経費の状況と将来の試算
- ・類似規模団体との比較

(イ) 上記（ア）について、広域連携に当たっての課題の抽出、民間活力活用の可能性検討、先進事例の調査を行う。

② 新たな行政需要（情報インフラ整備、5G等新たな情報通信技術の活用）の2市2町の現状及び広域連携に向けての課題等の基礎調査

- ・分野毎（情報インフラ整備、5G等新たな情報通信技術の活用）の状況
- ・分野別自治体職員数の状況と将来予測
- ・分野別の自治体の取組方針
- ・専門人材の広域的確保・共同利用の可能性

(2) 首長会議、担当課長会議の運営にあたっての助言、調査結果概要報告

本業務に関連して2市2町による首長会議、担当課長会議を行う予定であり、運営にあたっての助言を行うとともに、令和3年2月頃開催予定の首長会議において調査結果の概要を報告すること。（状況によりオンラインでの参加も可能とする。）

(3) 自治体職員向け合同研修会の開催支援

2040年頃までの長期的な見通しや課題を共有し、自治体間連携の必要性を共通認識するため、2市2町の自治体職員が参加する合同研修会を開催する予定であり、講師の選定等の支援を行うこと。

9 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

10 権利関係

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ては、発注者に帰属するものとする。また、成果品に含まれる構成素材については、発注者が二次的著作物を作成し、利用することについて、許諾すること。

11 成果品

提出期限：令和3年1月29日（金）

- (1) 成果報告書（詳細版） 10部及び電子データ
- (2) 成果報告書（概要版） 10部及び電子データ
- (3) その他協議し必要と認めた資料 電子データ

12 業務の一括再委託禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上業務の一部を委託することができるものとする。

13 その他

- (1) 本業務の提案及び実施にあたっては、最新の事例や情報を収集して業務に反映するよう努めること。
- (2) 業務の進捗について、定期的に発注者に報告を行うこと。
- (3) 個人情報の取扱いについては、魚津市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うこと。
受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、速やかに発注者と協議を行うこと。